

会 議 名	令和3年度 第1回稲沢市都市計画審議会
日 時	令和3年11月5日(金) 午後2時から午後3時20分
開催場所	稲沢市役所 政策審議室
議 題	1 会長及び職務代理者の選出について 2 議事録署名委員の選出について 3 議案 第1号議案 尾張都市計画生産緑地地区の変更について(付議) 4 特定生産緑地の指定について 5 その他 ・ 都市計画審議会の今後の予定について
出席委員	中島 一 尾関元康 財津裕真 澄川隆昭 角田肇康 櫻井二子 森 真弓 望月直子 野田千賀 大塚俊幸 杉山太希 黒田哲生 大津丈敏 富田和音 平床健一 (順不同)
欠席委員	なし
出席者(市)	稲沢市長 加藤錠司郎 建設部長 鈴森泰和
事 務 局	都市計画課 次長兼課長 松永 隆 統括主幹 石原祐樹 主幹 横井利幸 主査 新見 巧 主任 浅野裕子 主任 川口尚哉 都市整備課 課長 川口 眞 主幹 木全泰司 主査 山田和典
公開/非公開	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人	0人
会議の内容(概略)	
開会 (事務局)	「全員出席につき審議会は成立」の報告 【市長挨拶】 【委員自己紹介】(改選後初の開催のため) 【事務局職員自己紹介】(部長以下職員7名)

<p>議事進行</p>	<p>○議題1 会長及び職務代理者の選出について 事務局より、稲沢市都市計画審議会運営規則第2条第3項に基づく指名推薦による選出を提案し、委員より承認された。 委員より大塚委員が会長に推薦され、全員賛成により選任された。 会長指名により、森委員が職務代理者に選任された。</p> <p>【市長から会長に付議書及び諮問書を提出】 —— 他公務のため市長退席 ——</p> <p>稲沢市都市計画審議会条例第7条第1項の規定に基づき、会議進行を会長に委任</p> <p>【当審議会の役割説明】 審議会の役割等について、事務局から説明を行った。</p> <p>○議題2 議事録署名委員の選出について 稲沢市都市計画審議会運営規則第9条に基づき会長指名により、中島委員、尾関委員が指名された。</p> <p>○議題3 第1号議案 尾張都市計画生産緑地地区の変更について（付議）</p>
<p>議案説明 （事務局）</p>	<p>【第1号議案】 資料に基づき説明を行った。</p>
<p>質疑応答</p>	<p>（委員A） 買取申出があった際に、市が公共用地として買い取るか否かの判断基準はあるのか。</p> <p>（事務局） 特段基準はありません。将来的に公園・緑地用地として必要かどうかを確認しています。</p> <p>（会長） 公園・緑地の利用を前提として判断しているということか。</p> <p>（事務局） 市としては、「稲沢市緑のマスタープラン」においても既存の緑地の質を高めることに重きを置いており、新たな公園・緑地は、新しいまちづくりを進めていく中で整備していきたいと考えております。</p>

	<p>(委員A)</p> <p>生産緑地に指定する条件として、「公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地」について区域指定しているとのことなので、判断基準について確認しなかった。</p> <p>(事務局)</p> <p>生産緑地は基本的に公共用地に適している土地を指定していますが、財政面において、生産緑地を買い取り、公園・緑地に整備することは難しいのが現状です。もともと生産緑地は、市街化区域内の農地を保全することを制度化したと認識していますが、本市は市街化区域が 11.3%と狭小で、緑地は市街化調整区域内で充足できます。そのため、法改正により生産緑地の下限面積を 300 m²にすることもできましたが、本市においては市街化区域では宅地化を進めていく方を優先していきたいことから、500 m²のままとしています。そうした方針も踏まえて、新たに公園・緑地の用地として買い取ることにならないのが実情です。</p> <p>(会長)</p> <p>一般的に市街化区域内の農地は、従来の宅地化していくという方針から、農地の緑地機能を評価して、税金の軽減措置を図ることで農業を続ける負担を緩和したもの。農業が継続できなくなった場合には市に買取申出をして、市が引き続き緑地として必要と判断すれば買い取るが、市では計画上の位置付けがないこともあり、多くの場合買い取ることはできない。そうして他の農業従事者に斡旋され、それでも買い手が付かないと生産緑地として維持することはできないので、最終的に制限の解除になる、という流れだと思います。</p>
採決	<p>● 第1号議案について、全会一致で原案どおり異議の無い旨、答申を得た。</p>
議事進行	<p>【会長から建設部長に答申書を提出】</p> <p>○議題4 特定生産緑地の指定について</p> <p>【特定生産緑地の指定について】</p> <p>資料に基づき説明を行った。</p>
質疑応答	<p>(会長)</p> <p>図面番号1の新規指定される特定生産緑地 R03-15 について、面積が小さく単独では指定できないと思われるが、両隣の生産緑地と併せて一団で指定されるという理解でよいか。また、両隣の生産緑地が指定から 30 年経</p>

過後に特定生産緑地の申請をしなかった場合、R03-15 の指定はどうか。
のか。

(事務局)

仮に R03-15 の両隣の生産緑地が特定生産緑地に指定されなかったとしても、生産緑地としては継続するため、R03-15 も特定生産緑地として継続します。ただし、指定から 30 年経過後はいつでも買取申出ができるようになるので、両隣の生産緑地が買取申出により指定が解除されると R03-15 も道連れ解除となります。

(委員 B)

特定生産緑地の申請書類に、耕作者名の記入欄はあるか。

(事務局)

「主たる従事者」を記入する欄はありますが、「耕作者」ではありません。

(委員 B)

これまでの生産緑地の 30 年サイクルから特定生産緑地の 10 年サイクルに変わるとするのはハンドリングを良くするためだと思う。しかし、耕作者つまり主たる従事者が営農不可能な故障や死亡が指定解除になるということであれば、若い方はそうした事由が発生しにくくなるため、周期の短縮効果は弱いと思うがどうか。

(事務局)

特定生産緑地制度は、生産緑地制度の 30 年という長い縛りが解けて 10 年毎の更新が可能になるため、以前よりも短い周期で将来の展望を考えることができるところが利点と考えます。

(委員 B)

ご高齢の方が引き続き従事者となる場合は 10 年周期への短縮は大変効果的だと思う。しかし、若い方が主たる従事者として特定生産緑地の指定申請される可能性も考えられる。その場合のアドバイスはどのようにしているのか。

(事務局)

農地が健全に維持されるのであれば従事者は問わないので、生産緑地の制度上は支障ありません。

(委員 B)

若い方が従事者となった後に農業の継続が困難となった場合、営農不可能な身体の故障等がない限り指定解除はできなくなるが、申請者は理解されているのか。

(事務局)

特定生産緑地制度の説明の際に、指定すると 10 年間営農していただくことになるので、10 年以内に宅地化を検討されている場合は慎重にお考え

<p>意見聴取</p> <p>その他説明 (事務局)</p> <p>質疑応答</p> <p>閉会 (事務局)</p>	<p>ください、と必ず伝えていきます。</p> <p>(会長)</p> <p>本制度の趣旨は、都市の中の農地を緑地として保全することであり、農業を継続する方にはその間の税金を減免するもの。減免措置を受けるからには、指定された 30 年、10 年の間は農業を続ける、ただし故障や死亡などやむを得ない場合には解除できる手段も設けてある。基本的には、特定生産緑地の指定申請する時点で 10 年間は農業を継続する意思があると考えてよいということだと思います。</p> <p>● 特定生産緑地の指定について意見はなかった。</p> <p>○その他</p> <p>【都市計画審議会の今後の予定について】</p> <p>次回の都市計画審議会開催（令和 4 年 1 月 7 日予定）について説明を行った。</p> <p>質疑なし</p> <p>審議案件は終了のため事務局に進行移行</p> <p>【建設部長挨拶】</p>
--	--